

第百三十四回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第 二 号

平成七年十一月二十一日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 柳沢 伯夫君

理事 小川 元君 理事 片岡 武司君

理事 河村 建夫君 理事 石田 勝之君

理事 船田 元君 理事 山口那津男君

理事 奥石 東君 理事 中島 章夫君

伊吹 文明君 小野 晋也君

栗原 博久君 栗本慎一郎君

齊藤斗志二君 七条 明君

古賀 正浩君 西 博義君

西岡 武夫君 鳩山 邦夫君

福留 泰蔵君 小林 守君

濱田 健一君 山原健二郎君

牧野 聖修君

出席政府委員

文部大臣官房長 佐藤 禎一君

文化庁次長 小野 元之君

文教委員会調査 岡村 豊君

室長

委員の異動

十一月二十一日

補欠選任

渡瀬 憲明君 七条 明君

同日

補欠選任

七条 明君 渡瀬 憲明君

同日

補欠選任

七条 明君 渡瀬 憲明君

十一月六日

学費値上げ・私学助成削減計画の撤回に関する

請願(志位和夫君紹介)(第三三三三号)

同月七日

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第三二七五号)

すべての定時制・通信制高校生に対する教科書無償・夜食費の国庫補助の堅持に関する請願(片岡武司君紹介)(第五一七号)

同(小野晋也君紹介)(第六七七号)

同(河村建夫君紹介)(第六七八号)

同(山原健二郎君紹介)(第六七九号)

同(伊吹文明君紹介)(第八三八号)

同(齊藤斗志二君紹介)(第八三九号)

同(濱田健一君紹介)(第八四〇号)

同(栗原裕康君紹介)(第九二八号)

公立小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(松田若夫君紹介)(第五一八号)

公立小中学校事務職員及び栄養職員の義務教育費国庫負担法適用除外反対に関する請願(古賀誠君紹介)(第五一九号)

私学助成制度の拡充強化に関する請願(桜井新君紹介)(第五二〇号)

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願(奥石東君紹介)(第五二二号)

同(古賀一成君紹介)(第五二三号)

同(山口敏夫君紹介)(第五二四号)

同(五十嵐広三君紹介)(第五二五号)

同(池田隆一君紹介)(第五二六号)

同(岩田順介君紹介)(第五二七号)

同(上原康助君紹介)(第五二七号)

同(小川元君紹介)(第五二八号)

同(大内啓伍君紹介)(第五二九号)

同(加藤卓二君紹介)(第五三〇号)

同(片岡武司君紹介)(第五三一号)

同(岸田文雄君紹介)(第五三二号)

同(佐々木秀典君紹介)(第五三三三号)

同(齊藤斗志二君紹介)(第五三四号)

同(坂上重男君紹介)(第五三五号)

同(沢藤礼次郎君紹介)(第五三六号)

同(田中昭一君紹介)(第五三七号)

同(田中恒利君紹介)(第五三八号)

同(田邊誠君紹介)(第五三九号)

同(竹内猛君紹介)(第五四〇号)

同(中西續介君紹介)(第五四二号)

同(永井哲男君紹介)(第五四三三号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第五四四号)

同(鎌谷吉雄君紹介)(第五四四号)

同(早川勝君紹介)(第五四五号)

同(東順治君紹介)(第五四六号)

同(細川律夫君紹介)(第五四七号)

同(細谷治通君紹介)(第五四八号)

同(岩佐恵美君紹介)(第五四九号)

同(岩田順介君紹介)(第五五〇号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第五五〇号)

同(山元勉君紹介)(第五五一号)

同(横光克彦君紹介)(第五五二二号)

同(池田隆一君紹介)(第五五三三号)

同(衛藤征士郎君紹介)(第五五三三号)

同(小野晋也君紹介)(第五五三三号)

同(大野由利子君紹介)(第五五三三号)

同(柏谷茂君紹介)(第五五三三号)

同(河村建夫君紹介)(第五五三三号)

同(北橋健治君紹介)(第五五三三号)

同(古賀誠君紹介)(第五五三三号)

同(奥石東君紹介)(第五五三三号)

同(佐々木陸海君紹介)(第五五三三号)

同(坂上重男君紹介)(第五五三三号)

同(飯島宗明君紹介)(第五五三三号)

同(沢藤礼次郎君紹介)(第五五三三号)

同(中島武敏君紹介)(第六九五号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第六九六号)

同(濱田健一君紹介)(第六九七号)

同(福島豊君紹介)(第六九八号)

同(福留泰蔵君紹介)(第六九九号)

同(福永信彦君紹介)(第七〇〇号)

同(船田元君紹介)(第七〇一号)

同(松永光君紹介)(第七〇二号)

同(松本善明君紹介)(第七〇三三三号)

同(松本龍君紹介)(第七〇四四号)

同(矢島恒夫君紹介)(第七〇五五号)

同(山崎広太郎君紹介)(第七〇六六号)

同(吉田公一君紹介)(第七〇七七号)

同(伊藤公介君紹介)(第七〇七八号)

同(池田隆一君紹介)(第七〇八九号)

同(岩佐恵美君紹介)(第七〇九〇号)

同(岩田順介君紹介)(第七〇九一四号)

同(小澤潔君紹介)(第七〇九五五号)

同(神崎武法君紹介)(第七〇九六六号)

同(菅直人君紹介)(第七〇九七七号)

同(権藤恒夫君紹介)(第七〇九八八号)

同(高木陽介君紹介)(第七〇九九九号)

同(高橋一郎君紹介)(第七一〇一〇号)

同(高橋一郎君紹介)(第七一〇一一号)

同(中西續介君紹介)(第七一〇二二二号)

同(濱野剛君紹介)(第七一〇三三三三号)

同(濱野剛君紹介)(第七一〇四四四四号)

同(藤村修君紹介)(第七一〇五五五五号)

同(細谷治通君紹介)(第七一〇六六六六号)

同(三原朝彦君紹介)(第七一〇七七七七号)

同(山崎泉君紹介)(第七一〇八八八八号)

同(石井基君紹介)(第七一〇九九九九号)

同(石田勝之君紹介)(第七一〇一〇一〇一〇号)

同(越智通雄君紹介)(第七一〇一〇二二二二号)

同(太田誠一君紹介)(第九三二号)
 同(柿澤弘治君紹介)(第九三三三号)
 同(栗本慎一郎君紹介)(第九三四号)
 同(坂上富男君紹介)(第九三五号)
 同(西川太一郎君紹介)(第九三六号)
 同(弘友和夫君紹介)(第九三七号)
 同(与謝野馨君紹介)(第九三八号)
 義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願(嶋崎讓君紹介)(第六七四号)
 同(福留泰蔵君紹介)(第九三九号)
 教育・大学予算・私大助成の大幅増額と学生・父母の経済的負担軽減に関する請願(殺田恵二君紹介)(第六七五号)
 同(伊吹文明君紹介)(第八六〇号)
 同(竹内讓君紹介)(第八六一号)
 同(前原誠司君紹介)(第八六二号)
 同(山名靖英君紹介)(第九四〇号)
 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(嶋崎讓君紹介)(第六七六号)
 同(青山丘君紹介)(第八六三三号)
 同(藤村修君紹介)(第八六四号)
 同(石田幸四郎君紹介)(第九四一四号)
 同(江崎讓君紹介)(第九四二二号)
 同(草川昭三君紹介)(第九四三三三号)
 同(西博義君紹介)(第九四四四号)
 同(西岡武夫君紹介)(第九四五五号)
 同(平田米男君紹介)(第九四六六号)
 すべての子供たちに対する行き届いた教育に関する請願(小澤潔君紹介)(第八三三六号)
 同(石井紘基君紹介)(第九四七号)
 同(岩佐恵美君紹介)(第九四八号)
 同(越智通雄君紹介)(第九四九号)
 同(柿澤弘治君紹介)(第九五〇号)
 同(粕谷茂君紹介)(第九五一号)
 同(栗本慎一郎君紹介)(第九五二二号)
 同(佐々木陸海君紹介)(第九五三三三号)
 同(中島武敏君紹介)(第九五四四号)
 同(西川太一郎君紹介)(第九五五五号)

同(西田司君紹介)(第九五六六号)
 同(浜野剛君紹介)(第九五七七号)
 同(松本善明君紹介)(第九五八八号)
 同(与謝野馨君紹介)(第九五九九号)
 同(吉田公一君紹介)(第九六〇号)
 学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(西岡武夫君紹介)(第八三七号)
 同(山原健二郎君紹介)(第九六一一号)
 は本委員会に付託された。
 十月二十七日
 いじめ問題の解決に向けた対策強化に関する陳情書(大阪府中央区大手前二の二の二北浜正輝)(第三八号)
 学級削減反対と三十五人以下学級実現に関する陳情書(北海道伊達市鹿島町二〇の一伊達市議会内猿橋肇)(第三九号)
 学校週五日制推進と学習指導要領の早期改訂に関する陳情書外四件(金沢市広坂二の二の一石川泉議会内河口健吾外四名)(第四〇号)
 カラオケ著作権使用料徴収反対に関する陳情書(広島県尾道市久保の一五の一尾道市議会内木曾勇)(第四一四号)
 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情書外四十三件(鹿児島県西之表市西之表七六一二西之表市議会内中国宗利外四十三名)(第四二二号)
 教育文化行政の充実強化に関する陳情書(水戸市三の九一の四の五〇成毛平昌外一名)(第四三三三号)
 公立学校施設の大規模改造事業における補助基準額の下限の引き下げに関する陳情書外二件(高松市番町一の八の一五高松市議会内大熊忠臣外二名)(第四四四号)
 国立箱館劇場の建設に関する陳情書(福岡県北九州市小倉北区城内の一北九州市議会内井上勝二)(第四五五号)

国立博物館の設置に関する陳情書(山形市松波四の一の一五沼沢清)(第四六六号)
 私学助成の充実強化に関する陳情書外二件(高松市番町四の一の〇香川県議会内三宅暉茂外二名)(第四七七号)
 子供の権利条約の具体的施策づくりと教育実践に関する陳情書(福島市上浜町一〇の三八清野和彦)(第四八八号)
 スポーツ振興くじ法案反対に関する陳情書外二件(福島市上浜町一〇の三八清野和彦外二名)(第四九九号)
 二〇〇二年ワールドカップサッカーの日本招致に関する陳情書(水戸市三の九一の四の五〇成毛平昌外一名)(第五〇〇号)
 男女平等及び対等の教育等の実現に関する陳情書(福島市上浜町一〇の三八清野和彦)(第五〇一五号)
 中学校第二体育館の施設整備促進に関する陳情書(富山市新校町七の三八富山市議会内五本寺正)(第五二二号)
 十一月二日
 新たな学習指導要領を作成し、完全学校(五日制)の早期実現に関する陳情書(鳥取県東部郡東郷町大字龍島五〇〇東郷町議会内上田信一)(第二一一二号)
 学校事務職員、学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算増額に関する陳情書外二件(鳥取県東部郡東郷町大字龍島五〇〇東郷町議会内上田信一外二名)(第二一一三三三三号)
 国民体育大会における参加資格の緩和に関する陳情書(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内橋山俊宏)(第二二四四号)
 公立・私立高校の三十五人以下学級早期実現に関する陳情書(石川県神前郡大迫町大迫三の六一大迫町議会内若柳惣三)(第二二五五号)
 幼稚園の就園奨励補助金の補助率の引き上げに関する陳情書(名古屋市中区三の九二の三の二杉浦正行)(第二二六六号)

私学助成の充実に関する陳情書外四件(若手県神前郡大迫町大迫三の六一大迫町議会内若柳惣三外四名)(第二二七号)
 は本委員会に参考送付された。
 本日の会議に付した案件
 接収刀剣類の処理に関する法律案起草の件
 ○柳沢委員長 これより会議を開きます。
 接収刀剣類の処理に関する法律案起草の件について議事を進めます。
 本件につきましては、片岡武司君から、お手元に配付いたしておりますとおりの接収刀剣類の処理に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。
 提出者から趣旨の説明を求めます。片岡武司君。
 ○片岡委員 本起草案の趣旨及び内容につきましては、御説明申し上げます。
 本案は、連合国占領軍に接収され、この法律施行の際に東京国立博物館に保管されているいわゆる接収刀剣類の処理につき必要な事項を定めようとするものであります。
 本案については、本院の山中貞則先生が問題の所在に気づかれ、その処理方につき熱心に取り組まれたものであり、その主な内容は次のとおりであります。
 第一に、文化庁長官は、接収刀剣類(とに、その種類、形状その他文部省令で定める事項を官報で公示しなければならないこととする。
 第二に、接収刀剣類を連合国占領軍に接収された者は、官報公示の日から起算して一年以内に、文化庁長官に対し、文部省令で定めるところにより、接収刀剣類であることを証する事項を記載した書面及び接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができるとすること。

第三に、文化庁長官は、返還の請求があったときは、返還請求者とその返還を請求することができる者であるかどうかを審査し、その請求をすることができる者であると認めるときは、その旨を、遅滞なく、書面により返還請求者に通知するとともに、請求に係る接収刀剣類を返還請求者に返還しなければならないこととする。

第四に、返還することができない接収刀剣類は、国に帰属することとし、その保管及び処分は、刀剣類に関し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

第五に、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

その他所要の規定を設けることとする。

接収刀剣類の処理に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○柳沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳沢委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時四分散会

接収刀剣類の処理に関する法律案
接収刀剣類の処理に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、連合国占領軍に接収された刀剣類（刀、剣、やり及びなぎなたをいう。以下同じ。）でこの法律の施行の際現に東京国立博物館に保管されているもの（以下「接収刀剣類」という。）の処理につき必要な事項を定めるものとする。

（接収刀剣類の公示）

第二条 文化庁長官は、接収刀剣類ごとに、その種類、形状その他文部省令で定める事項を官報で公示しなければならない。

（返還の請求）

第三条 接収刀剣類を連合国占領軍に接収された者（その包括承継人を含む。）は、前条の公示の日から起算して一年以内に、当該接収刀剣類について、文化庁長官に対し、文部省令で定めるところにより、その種類、形状その他当該接収刀剣類であることを証する事項を記載した書面及び接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

（返還等の手続）

第四条 文化庁長官は、前条の規定により接収刀剣類について返還の請求があったときは、返還請求者とその請求をすることができる者であるかどうかを審査しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の審査の結果、返還請求者とその請求をすることができる者であると認めるときは、その旨を、遅滞なく、書面により当該返還請求者に通知するとともに、当該請求に係る接収刀剣類を当該返還請求者に返還しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の審査の結果、返還請求者とその請求をすることができる者であると認められないときは、その旨を、遅滞なく、書面により当該返還請求者に通知しなければならない。

（返還されない接収刀剣類の帰属等）

第五条 前条第二項の規定により返還することができない接収刀剣類は、国に帰属する。

2 前条第二項の通知をした場合において、当該返還請求者が、当該通知を受けた日から五年以内に当該接収刀剣類を受け取らないときは、当該接収刀剣類は、国に帰属する。

3 前二項の規定により国に帰属することとなった接収刀剣類の保管及び処分は、刀剣類に関し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

接収刀剣類の保管の現況にかんがみ、その処理につき必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年十一月二十七日印刷

平成七年十一月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局